様式第１号（第５条関係）

（表）

年　　月　　日

　　古河市長　宛て

移住支援金交付申請書兼請求書

　　古河市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第５条の規定により、次のとおり移住支援金の交付を申請（請求）します。なお、古河市が、指定口座に移住支援金を振り込んだときは受領したものと認めます。

　１　申請(請求)者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | |
| 氏名  （自署又は記名押印） |  | 年　　月　　日 | |
| 住所 | 〒　　　― | 電話番号 |  |
| 古河市 |
| メールアドレス |  | | |

　２　移住支援金の内容及び請求金額（該当する方に〇を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | | 世帯の場合は同時に移住した人数  (１の申請(請求)者は含まない。) | | 人 |
| 単身 | 世帯 |
| 移住支援金の種類 | | 上記人数のうち18歳未満の者の人数 | | 人 |
| 就業 | |
| 起業 | | 請求金額 |  | |
| 関係人口 | |

　３　各種確認事項（該当する方に〇を付けてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | ア | イ |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 誓約する。 | 誓約しない。 |
| 別紙２「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 同意する。 | 同意しない。 |
| 申請日から５年以上継続して、古河市に居住する意思について | 意思がある。 | 意思がない。 |
| （就業・起業・関係人口の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して就業し、又は起業する意思について | 意思がある。 | 意思がない。 |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者と３親等以内の親族に | 該当しない。 | 該当する。 |
| 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない  ※ただし、移住支援金を全額返還した場合  　や過去の申請時に18歳未満の世帯員だっ  　た者が、５年以上経過し、18歳以上とな  　り、都道府県及び市町村が認める場合を  　除く。 | 該当する。 | 該当しない。 |
| 移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに古河市へ報告し、返還手続きをする | 誓約する。 | 誓約しない。 |

上記イ欄に１つでも〇が付く場合は、移住支援金支給対象となりません。

（裏）

　４　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

　５　（東京23区の通勤(通学)者に該当する場合のみ記載）東京23区への通勤・通学履歴

　　　（転入日より前の10年間における履歴を記載すること。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期間 | 履歴の別 | 就業先・大学等名称 | 就業地・大学等所在地 |
| 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 通勤・通学 |  |  |
| 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 通勤・通学 |  |  |
| 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 通勤・通学 |  |  |
| 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 通勤・通学 |  |  |
| 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 通勤・通学 |  |  |

　６　振込先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | | | | 支店名 | | |  | | |
| 口座種別 | 普通　　・　　当座　　・　　その他（　　　　　　　） | | | | | | | | | | |
| 口座番号 |  |  | |  |  | |  |  | |  |  |
| 口座名義 | フリガナ | |  | | | | | | | | |
| 氏名 | |  | | | | | | | | |

口座名義は、申請者本人のものに限る。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（茨城県及び古河市使用欄） |  |

（別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

　１　わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び古河市から求められた場合には、それに応じます。

　２　次の各号のいずれかに該当する場合には、古河市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、当該各号に掲げる割合の移住支援金を返還します。

(１)　虚偽の申請をしたとき、交付申請の日後３年未満で市外に転出し、若しくは１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき、又は起業支援金の交付決定を取り消されたとき　全額

(２）　交付申請の日後３年以上５年以内に市外に転出したとき　半額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される古河市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

（別紙２）

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

　　茨城県及び古河市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに茨城県及び古河市が定める個人情報の保護に関する条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　また、茨城県及び古河市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。